

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 卸売業者の行う卸売の代行の承認申請 |
| 概要 | 卸売業者は、市場の効率的な流通と卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該卸売業者に卸売のための販売の委託をした生産者その他の出荷者に卸売を代行させることができます。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 中央卸売市場業務条例第15条の3（昭和46年条例第40号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 卸売業者の行う卸売の代行の承認について（中央卸売市場 各場担当窓口） |
| 審査基準 | ◎ 効率的な流通の確保が困難な近郷野菜等の卸売で、代行をさせることにより、当該市場の流通秩序と卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、承認します。 |
| 標準処理期間 | 1週間 |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 中央卸売市場（本場・東部市場） |
| 提出時期 | 各場にご確認ください。 |
| 提出方法 | 申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください） |
| 手数料 | なし |
| 相談窓口 | 中央卸売市場（本場・東部市場） |
| ホームページ | http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html |
| 備考 | — |